

【表紙】

【提出書類】 変更報告書 No.6

【根拠条文】 法第27条の25第1項

【提出先】 関東財務局長

【氏名又は名称】 ジャパン・インダストリアル・ソリューションズ株式会社
代表取締役社長 齋藤 進一

【住所又は本店所在地】 東京都千代田区大手町一丁目5番1号

【報告義務発生日】 平成27年5月11日

【提出日】 平成27年5月18日

【提出者及び共同保有者の総数(名)】 1

【提出形態】 その他

【変更報告書提出事由】 共同保有者の減少
共同保有者の減少による株券等保有割合の1%以上の減少
担保契約等重要な契約の変更

第1【発行者に関する事項】

発行者の名称	株式会社SUMCO
証券コード	3436
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京

第2【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者） / 1】

(1)【提出者の概要】

【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（株式会社）
氏名又は名称	ジャパン・インダストリアル・ソリューションズ株式会社
住所又は本店所在地	〒100-0004 東京都千代田区大手町一丁目5番1号
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

【法人の場合】

設立年月日	平成22年9月29日
代表者氏名	齋藤 進一
代表者役職	代表取締役社長
事業内容	投資業務

【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	取締役 小林 賢次郎
電話番号	03-6268-0330

(2)【保有目的】

純投資及び重要提案行為等(資本政策に関する重要な変更、資本金の増加又は減少に関する方針の重要な変更、配当に関する方針の重要な変更を含む)を行うこと。

(3)【重要提案行為等】

該当事項はありません。

(4) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等(株・口)			0
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 (株・口)	A	-	H
新株予約権付社債券(株)	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計(株・口)	O	P	Q 0
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数(総数) (O+P+Q-R-S)	T		0
保有潜在株券等の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U		

【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (平成27年5月11日現在)	V	291,655,539
上記提出者の株券等保有割合(%) (T/(U+V)×100)		0
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)		0

(5) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	単価
平成27年5月11日	株券(A種類 種類株式)	150	0.00	市場外	処分	A種類株式の取得 請求権の行使(1株 当たり 100,897,260.2円及 びB種類株式1株)
平成27年5月11日	株券(B種類 種類株式)	150	0.00	市場外	取得	A種類株式の取得 請求権の行使

平成27年5月11日	株券（B種類株式）	150	0.00	市場外	取得	20,000,000円
------------	-----------	-----	------	-----	----	-------------

(6) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

- 1 提出者は、当該株券をジャパン・インダストリアル・ソリューションズ第壹号投資事業有限責任組合（以下「JIS」といいます。）の無限責任組員として保有するものです。なお、当該株券は、下記6のとおり保有しておりません。
- 2 提出者は、JIS、新日鐵住金株式会社（以下「NSSMC」という。）及び三菱マテリアル株式会社（以下、JIS、NSSMC及び三菱マテリアル株式会社をそれぞれ「各引受人」といいます。）との間で締結した平成24年3月8日付株主間契約（平成26年5月9日付株主間契約に係る変更契約を含みます。）において、発行者の普通株式、A種種類株式（以下「本A種株式」といいます。）及びB種種類株式（以下「本B種株式」といいます。本A種株式及び本B種株式を合わせて「本種類株式」といいます。）について、以下を含む内容の合意をしています。

（ ）B種種類株主総会での議決権行使各引受人は、原則として、会社法第322条第1項に基づきB種種類株主総会の決議を要する行為を発行者が行うことを承認してはならない。

（ ）譲渡制限

各引受人は、原則として、平成27年5月11日までの間、本A種株式の譲渡等を行うことができない。

- 3 また、JISは、発行者及び各引受人との間の平成24年3月8日付株式引受契約（平成26年5月9日付変更契約を含みます。）において、以下を含む内容の合意をしています。

（ ）発行者の遵守事項

発行者は、各引受人に対し、発行者作成の平成24年2月2日付事業再生計画の達成に係る合理的な努力義務、定期的な一定の書類の提出義務、一定の重要事実の報告義務、株式等の発行や剰余金の配当等一定の重要行為に係る事前の協議義務、分配可能額の確保に必要な措置に係る合理的な努力義務等を負う。ただし、発行者はJISに対して、及び記載の義務を負わないものとする。

（ ）事業再生計画モニタリング会議の設置

発行者は、平成24年5月11日以降、取締役会の諮問機関として、発行者作成の平成24年2月2日付事業再生計画の実行に直接に又は間接に関連する事項を幅広く検討する、事業再生計画モニタリング会議を設置し、一定期間内かつJISが本A種株式を一定数以上保有する限り、同会議を維持する。ただし、JISは、事業再生計画モニタリング会議に参加することができないものとする。

（ ）取得請求権の行使制限

各引受人は、本A種株式又は本B種株式に係る取得請求権を行使しようとする場合、取得請求日の一定期間前までに、発行者及び他の各引受人に対して書面で通知し、他の各引受人は、当該取得請求日の一定期間前までに発行者及び他の各引受人に書面で通知することにより、同時に当該取得請求権を行使することができる。

なお、各引受人は、本A種株式に係る発行者の普通株式を対価とする取得請求権及び本B種株式に係る取得請求権の行使により発行される発行者の普通株式の累計数が64,285,713株を超える場合には、超える部分について本A種株式に係る発行者の普通株式を対価とする取得請求権及び本B種株式に係る取得請求権を行使することができない。

（ ）取得条項の行使制限

発行者は、本A種株式に係る金銭及び発行者の本B種株式の双方を対価とする取得請求権に基づき本B種株式を交付してから1年経過するまでの間、本B種株式に係る取得条項に基づき本B種株式を取得することはできない。

- 4 また、JISは、発行者及び各引受人との間の平成27年3月3日付種類株式の処理に関する覚書（以下「本覚書」という。）において、以下を含む内容の合意をしています。

（ ）本A種株式の取得に関する合意

各引受人は、2015年5月11日に、本A種株式のうち50株について、金銭及びB種種類株式を対価とする取得請求権を行使するものとし（以下「本行使」といいます。）、本A種株式に付された普通株式を対価とする取得請求権を行使できない。

各引受人は、（ア）発行者の本種類株式の取得を目的の1つとする発行者普通株式に係る公募増資（以下「本公募増資」といいます。）の払込が完了することを条件として行われる発行会社の資本金の額及び準備金の額の減少（以下「本減資・減準備金」という。）の効力発生日又は（イ）2015年5月11日のいずれか遅い日に、各引受人が保有する全ての本A種株式（本行使にかかると本A種株式を除きます。）について、金銭及びB種種類株式を対価とする取得請求権を行使するものとし（以

下「本行使」といいます。)、本A種株式に付された普通株式を対価とする取得請求権を行使できない。

上記の場合を除き、各引受人は、本A種株式について、金銭及びB種種類株式を対価とする取得請求権を行使できないものとする。

() 本B種株式の取得に関する合意

発行者は一定の条件が満たされた場合に、以下の各号の本B種株式の取得を行う。

(ア) 発行者が、本B種株式150株(各引受人50株ずつ)を、2015年5月11日に、総額3,000百万円(1株あたり20百万円)を対価として、取得する。

(イ) 発行者が、本B種株式300株(各引受人100株ずつ)を、本行使がなされた日に、総額6,000百万円(1株あたり20百万円)を対価として、取得する。

各引受人は、本B種株式に付された普通株式を対価とする取得請求権を行使できないものとする。

() 上記3()の適用除外

各引受人の本行使及び本行使にかかる本A種株式の取得請求権の行使については、上記3()の行使制限を適用しないものとする。

5 また、JISは、本覚書に基づき、発行者との間で以下を含む内容の合意をしています。

() 本行使にかかる本B種株式50株の自己株式取得

本行使として、平成27年4月2日付取得請求権行使請求書(効力発生日を平成27年5月11日とする。)を提出し、平成27年5月11日に取得する本B種株式50株について、発行者との間で平成27年4月2日付自己株式取得契約書を締結し、発行者に対し本B種株式50株を、金1,000百万円(1株あたり20百万円)を対価として平成27年5月11日に譲渡することを合意している。

() 本行使にかかる本B種株式100株の自己株式取得

本行使として、平成27年4月2日付取得請求権行使請求書(効力発生日を、本減資・減準備金の効力発生日又は平成27年5月11日のいずれか遅い日とする。)を提出し、本減資・減準備金の効力発生日又は平成27年5月11日のいずれか遅い日に取得する本B種株式100株について、発行会社との間で、平成27年4月2日付自己株式取得契約書を締結し、発行者に対し本B種株式100株を、金2,000百万円(1株あたり20百万円)を対価として本減資・減準備金の効力発生日又は平成27年5月11日のいずれか遅い日に譲渡することを合意している。

6 上記4の本覚書及び上記5の自己株式取得契約書に基づき、各引受人が保有していた本A種株式各150株が取得請求権の行使により平成27年5月11日付で発行者に取得され、かつ、当該本A種株式に係る取得請求権の行使により各引受人に交付された発行会社の本B種株式各150株が平成27年5月11日付で発行会社に取得された結果、上記2の株主間契約、上記3の引受契約及び上記4の本覚書は終了しました。これらにより、各引受人間の共同保有関係はなくなりました。

(7) 【保有株券等の取得資金】

【取得資金の内訳】

自己資金額(W)(千円)	
借入金額計(X)(千円)	
その他金額計(Y)(千円)	
上記(Y)の内訳	
取得資金合計(千円)(W+X+Y)	

【借入金の内訳】

名称(支店名)	業種	代表者氏名	所在地	借入目的	金額(千円)

【借入先の名称等】

名称（支店名）	代表者氏名	所在地

第3【共同保有者に関する事項】

1【共同保有者 / 1】

(1)【共同保有者の概要】

【共同保有者】

個人・法人の別	法人（株式会社）
氏名又は名称	新日鐵住金株式会社
住所又は本店所在地	東京都千代田区丸の内二丁目6番1号
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

【法人の場合】

設立年月日	昭和25年4月1日
代表者氏名	進藤 孝生
代表者役職	代表取締役社長
事業内容	1.鉄鋼の製造・販売 2.産業機械・装置、鋼構造物、水道設備等の製造・販売 3.建設工事の請負及び建築物の設計・工事監理 4.化学製品、電子部品等の製造・販売 5.非鉄金属、セラミックス、炭素繊維等の製造・販売 6.コンピュータシステムの利用・開発に係るエンジニアリング・コンサルティング 7.貨物の運送及び倉庫事業 8.電気・ガス・熱等の供給事業 9.廃棄物処理・再生処理事業 10.不動産の売買・貸借・仲介 11.文化・福祉・スポーツ・研修施設等の運営 12.前各号に附帯する事業

【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	関係会社部 上席主幹 吉川 秀孝
電話番号	03-6867-2634

(2)【上記共同保有者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等（株・口）	54,748,100		
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 （株・口）	A	-	H

新株予約権付社債券(株)	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計(株・口)	O	54,748,100	P
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数(総数) (O+P+Q-R-S)	T		54,748,100
保有潜在株券等の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U		

【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (平成27年5月11日現在)	V	291,655,539
上記提出者の株券等保有割合(%) (T/(U+V)×100)		18.77
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)		18.77

2【共同保有者/2】

(1)【共同保有者の概要】

【共同保有者】

個人・法人の別	法人(株式会社)
氏名又は名称	三菱マテリアル株式会社
住所又は本店所在地	〒100-8117 東京都千代田区大手町一丁目3番2号
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

【法人の場合】

設立年月日	昭和25年4月1日
代表者氏名	竹内 章
代表者役職	取締役社長
事業内容	非鉄金属及び貴金属製品の製造、販売 セメントの製造、販売

【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	総務部法務室長 松原 尚人
電話番号	03-5252-5203

(2) 【上記共同保有者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等(株・口)	54,748,100		
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 (株・口)	A	-	H
新株予約権付社債券(株)	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計(株・口)	O 54,748,100	P	Q
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数(総数) (O+P+Q-R-S)	T		54,748,100
保有潜在株券等の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U		

【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (平成27年5月11日現在)	V	291,655,539
上記提出者の株券等保有割合(%) (T/(U+V)×100)		18.77

直前の報告書に記載された 株券等保有割合（％）	18.77
----------------------------	-------

第4【提出者及び共同保有者に関する総括表】

1【提出者及び共同保有者】

(1) ジャパン・インダストリアル・ソリューションズ株式会社

2【上記提出者及び共同保有者の保有株券等の内訳】

(1) 【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等（株・口）			
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 （株・口）	A	-	H
新株予約権付社債券（株）	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計（株・口）	O	P	Q
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数（総数） （O+P+Q-R-S）	T		0
保有潜在株券等の数 （A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N）	U		

(2) 【株券等保有割合】

発行済株式等総数（株・口） （平成27年5月11日現在）	V	291,655,539
上記提出者の株券等保有割合（％） （T / (U+V) × 100）		0
直前の報告書に記載された 株券等保有割合（％）		37.54

(3) 【共同保有における株券等保有割合の内訳】

提出者及び共同保有者名	保有株券等の数(総数) (株・口)	株券等保有割合(%)
ジャパン・インダストリアル・ソリューションズ株式会社	0	0
合計	0	0